

## 豊川市立豊川小学校 いじめ防止基本方針

豊川市立豊川小学校

### 1 いじめ防止等についての基本的な考え方

いじめは、児童の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

そこで、日ごろからささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校と家庭、地域が連携し、組織的に対応していかなければならない。

また、日ごろから関係機関との連携を密にし、情報の共有を図るなど、いじめの未然防止と早期解消に向けて取り組んでいくことが大切である。

#### (1) いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条第1項)といじめ防止等に関する基本理念

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・ どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものである。また、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものである。
- ・ いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではなく、周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。
- ・ 「いじめは、絶対に許さない」という強い信念をもって対応に当たらなくてはならない。
- ・ いじめの被害者やその保護者に寄り添って、きめ細かな対応をしなければならぬ。それ故、決して被害者の側にもいじめられた原因があるといういじめ行為を正当化する間違った認識をもってはいけぬ。

#### (2) いじめの形態

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
  - ※ 「いじめ」に当るか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめを、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないよう努めることが必要である。
  - ※ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

## 2 いじめの未然防止について

全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むために、関係者が一体となった継続的な取組を行う。人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ① 互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを行う。
- ② 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりを行う。
- ③ 教育活動全体を通して、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④ 情報モラル教育を推進し、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ⑤ 児童生徒の学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- ⑥ 教職員の言動でいじめを誘発、助長、黙認することがないように、細心の注意を払う。
- ⑦ 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検し、改善・充実を図る。
- ⑧ 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑨ 家庭、地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- ⑩ 小中学校間の連携を推進し、児童生徒の情報共有を図る。小中連携シートの活用や、生徒指導主任会での情報交換など、接続する学校間での連絡を密に取ることができるような体制作りを行う。

#### <教職員の重要観点>

##### ○ 教職員は感性を磨く

教職員は、児童が抱える課題を多角的・多面的にとらえ、日々の学校生活における児童の小さな変化に気づくことができる感性を磨き、速やかに対処できる行動力を身に付けます。また、気になる事案に対しては、教職員で情報を共有し、組織で対応します。

##### ○ 教職員は人権感覚を高める

教職員は、児童の人権感覚を育成するにあたり、あらゆる場面で正義感と正しい人権感覚をもたなければなりません。間違っても、教職員がいじめを助長するようなことがないように留意します。

##### ○ 授業の中で児童を育てる

児童に「自己指導力」を身に付けさせるために、授業の中で「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定力」を育成します。そのために、教員はわかる授業、魅力ある授業を目指し、日々研鑽を積みます。

##### ○ 「心の教育」を重視する

教職員は、児童一人一人が「自己肯定感」をもって、安心して学校生活を送れるように、学校の教育活動全体を通して「心の教育」に取り組みます。

##### ○ 児童とよりよい人間関係をつくる

教職員は、児童の生活背景を十分に理解し、児童の思いに寄り添うことで、よりよい関係を築きます。

### 3 いじめの早期発見について

いじめは、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われたり、目の届きにくい時間や場所で発生したりしており、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。

- ① いじめアンケートや教育相談を定期的実施（月1回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ② 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③ スクールカウンセラーやいじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

#### 4 いじめへの対処（別図1参照）

- ① いじめの発見・通報を受けたら、本人・保護者・関係者等から聴き取り調査を行うなど、いじめ情報を把握し、事実確認を行う。
- ② 教職員の共通理解を図り、「いじめ・不登校対策委員会」を開催する。対応チームの編成、具体的な対応方針の決定と役割分担を行い、いじめ問題の解決に向けて、組織的な対応を行う。
- ③ 「学校運営協議会」「PTA 役員会」等を開催し、地域や保護者の協力を得る。またスクールカウンセラーや、必要に応じて警察署、児童相談所等の関係機関とも連携して対応する。
- ④ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- ⑤ 問題が解消した場合でも、その後の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

※ 以下を参考に、「いじめが解消している状態」を慎重に見極める。

##### いじめが「解消している」状態とは

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

##### ○ いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

##### ○ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

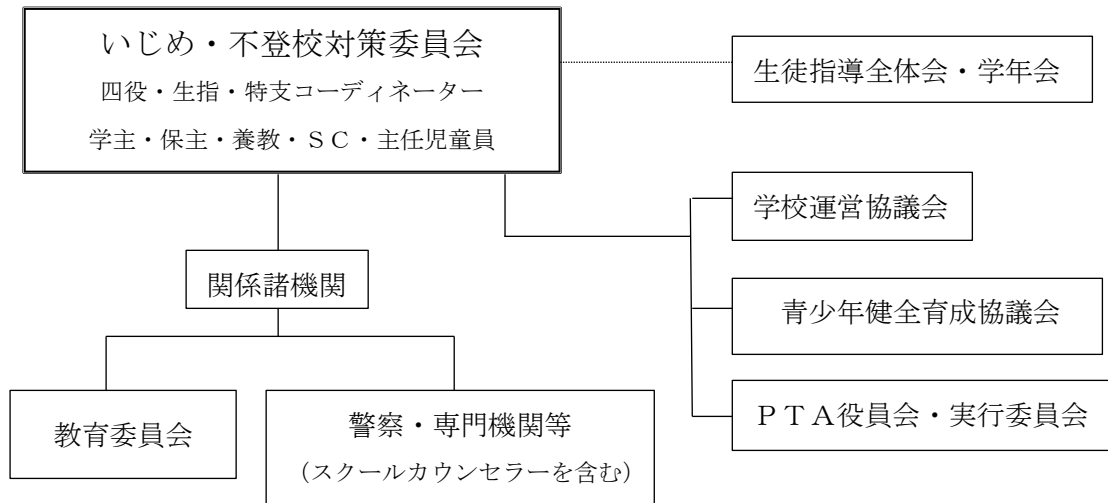
上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

（『いじめ防止等のための基本的な方針』P30、31より抜粋）

学校における深刻ないじめが、指導によって改善することが困難な場合は、やむを得ない措置として、加害児童に対して「出席停止」を含む措置を講じる場合もある。

- ⑥ 学校評価アンケート等において目標の達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

## <校内組織図>



## 5 重大事態への対処（別図2『豊川市 重大事態対応フロー図』参照）

### （1）重大事態の意味

いじめによる重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条1項1号）」や「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条1項2号）」をいう。この場合、当該重大事態に係る事実関係を明らかにするための調査を行う。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、次のケースが想定される。

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

### （2）重大事態の報告

重大事態と思われる事案が発生した場合、教育委員会に報告する。そして、教育委員会の指導や支援を受けながら、以下のような対応を迅速に行う。

- ① 学校に重大事態の調査組織を設置
- ② 事実関係を明確にするための調査を実施
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供
- ④ 調査結果を教育委員会に報告
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

## 6 家庭・地域の役割と連携

### (1) 家庭の役割と連携

保護者は、子どもの教育に責任をもつことを改めて認識し、日頃からあたたかい家庭関係を築き、子どもの小さな変化を見逃さないようにする。もし、子どもがいじめを受けた場合、いじめから保護する。また、いじめやその疑いがある場合は、速やかに学校や関係機関（市役所「子育て支援課」、校区青少年健全育成推進協議会、主任児童員、民生委員等）と連絡・相談をする。

### (2) 地域の役割と連携

地域社会で子どもを育てていく社会づくりを推進する。学校関係者と家庭や地域がいじめの問題について連携した対策を推進し、もし、いじめを発見した場合やその疑いがある場合は、速やかに学校や上記の関係機関に連絡・相談をする。